

相続に関する ルールが 大きく 変わります

2019年1月13日から
段階的に施行されます

●民法等の一部改正法

- ①自筆証書遺言の方式を緩和する方策 **2019年1月13日**
 - ②預貯金の払戻し制度、遺留分制度の見直し、特別の寄与等
(①、③以外の規定) **2019年7月 1日**
 - ③配偶者居住権（配偶者短期居住権を含む。）の新設等
..... **2020年4月 1日**
- ## ●遺言書保管法
- **2020年7月10日**

高齢化の進展等の 社会経済情勢の 変化に対応するための 改正です

- 亡くなられた方の配偶者がそれまで住んでいた建物に住み続けられやすくするための方策が新設されます。

- 遺産分割の前でも亡くなられた方の預貯金を一部払い戻すことができるようになります。
- 自筆証書遺言を作成するときに、財産目録については手書きで作成する必要がなくなります。
- 法務局において自筆証書遺言を保管する制度が新設されます。
- 亡くなられた方の親族で療養看護等を行った方は、相続人に対し、その貢献に応じた金銭を請求することができるようになります。

詳しくは法務省ホームページをご覧ください。

※民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律について（相続法の改正）
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00222.html



※法務局における遺言書の保管等に関する法律について
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



法務省民事局 Tel 03-3580-4111 (代)

配偶者の居住権を長期的に保護するための方策(配偶者居住権)

1. 見直しのポイント

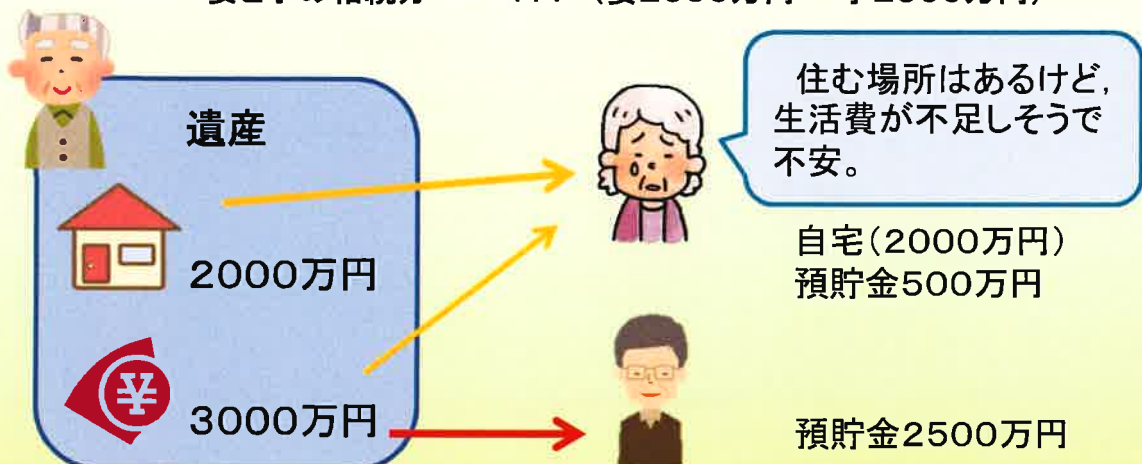
配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者に建物の使用を認めることを内容とする法定の権利(配偶者居住権)を新設する。

- ① 遺産分割における選択肢の一つとして
- ② 被相続人の遺言等によって
配偶者に配偶者居住権を取得させることができるようにする。

2. 現行制度

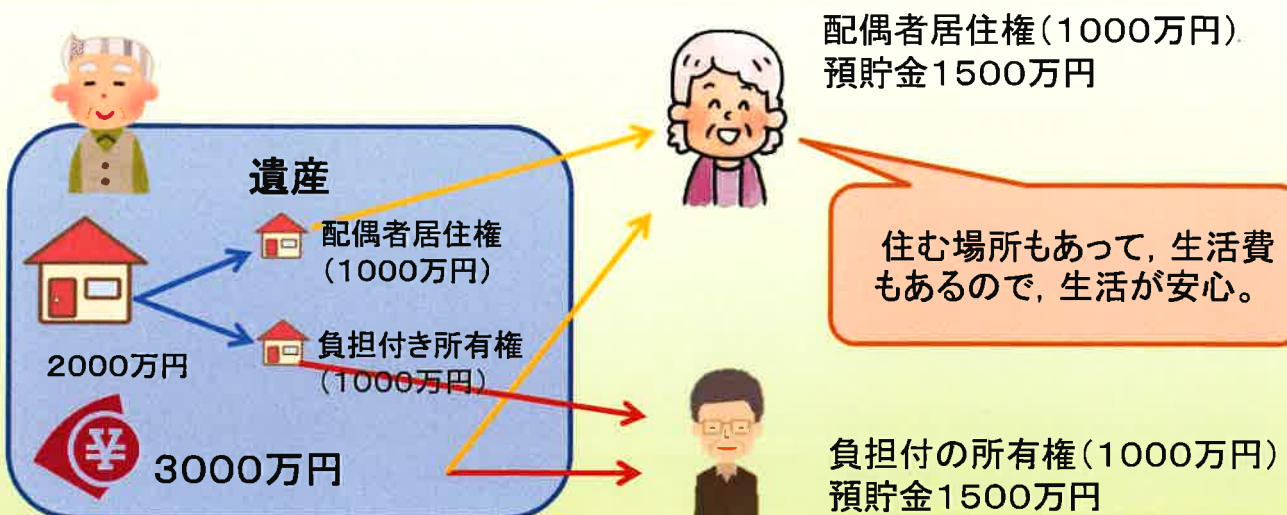
配偶者が居住建物を取得する場合には、他の財産を受け取れなくなってしまう。

例： 相続人が妻及び子、遺産が自宅(2000万円)及び預貯金(3000万円)だった場合
妻と子の相続分 = 1:1 (妻2500万円 子2500万円)



3. 制度導入のメリット

配偶者は自宅での居住を継続しながらその他の財産も取得できるようになる。



配偶者居住権の価値評価について(簡易な評価方法)

簡易な評価方法の考え方

法制審議会民法(相続関係)部会において事務局が示した考え方(注1)
※平成29年3月28日第19回部会会議資料より



建物敷地の現在価値



負担付所有権の価値(注2)



配偶者
居住権
の価値

(注1)相続人間で、簡易な評価方法を用いて遺産分割を行うことに合意がある場合に使うことを想定したものであるが、不動産鑑定士協会からも一定の合理性があるとの評価を得ている。

(注2)負担付所有権の価値は、建物の耐用年数、築年数、法定利率等を考慮し配偶者居住権の負担が消滅した時点の建物敷地の価値を算定した上、これを現在価値に引き直して求めることができる(負担消滅時までには所有者は利用できないので、その分の収益可能性を割引く必要がある。)

評価の具体例

(事例)

同年齢の夫婦が35歳で自宅(木造)を新築。

妻が75歳の時に夫が死亡。

その時点での土地建物の価値4200万円(注)。

(注)東京近郊(私鉄で中心部まで約15分、駅徒歩数分)の事例(敷地面積90平米、木造2階建て、4DK+S、築40年)を参考に作成



建物敷地の現在価値

4200万円



負担付所有権の価値

2700万円



配偶者
居住権
の価値

1500万円

平均余命 平成28年簡易生命表より抜粋
(単位:年)

	男	女
50歳	32.54	38.21
55歳	28.02	33.53
60歳	23.67	28.91
65歳	19.55	24.38
70歳	15.72	19.98
75歳	12.14	15.76
80歳	8.92	11.82
85歳	6.27	8.39

終身の間(平均余命を前提に計算)の配偶者居住権を設定したものとして計算(注)

この場合、配偶者居住権の価値は1500万円となり、約35パーセントにその価値を圧縮することができる。

(注)この事例では、配偶者居住権消滅時の建物の価値が0円となるため、土地の価格(4200万円)を法定利率年3%で15年分割り戻したもの。

長期間婚姻している夫婦間で行った居住用不動産の贈与等を保護するための施策

1. 見直しのポイント

婚姻期間が20年以上である配偶者の一方が他方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地(居住用不動産)を遺贈又は贈与した場合については、原則として、計算上遺産の先渡し(特別受益)を受けたものとして取り扱わなくてよいこととする。



このような場合における遺贈や贈与は、配偶者の長年にわたる貢献に報いるとともに、老後の生活保障の趣旨で行われることが多い。



遺贈や贈与の趣旨を尊重した遺産の分割が可能となる

(法律婚の尊重、高齢の配偶者の生活保障に資する)。

2. 現行制度

贈与等を行ったとしても、原則として遺産の先渡しを受けたものとして取り扱うため、配偶者が最終的に取得する財産額は、結果的に贈与等がなかった場合と同じになる。



被相続人が贈与等を行った趣旨が遺産分割の結果に反映されない。

(事例) 相続人 配偶者と子2名(長男と長女)
遺産 居住用不動産(持分2分の1) 2000万円(評価額)
その他の財産 6000万円
配偶者に対する贈与 居住用不動産(持分2分の1)2000万円

被相続人



生前贈与



遺産の先渡しを受けたものと取り扱われる

配偶者の取り分を計算する時には、生前贈与分についても、相続財産とみなされるため、
 $(8000万 + 2000万) \times 1/2 - 2000万 = 3000万円$ となり、
最終的な取得額は、
 $3000万 + 2000万 = 5000万円$ となる。
結局、贈与があった場合とそうでなかった場合とで、最終的な取得額に差異がないこととなる。



長女



長男



配偶者

3. 制度導入のメリット

このような規定(被相続人の意思の推定規定)を設けることにより、原則として遺産の先渡しを受けたものと取り扱う必要がなくなり、配偶者は、より多くの財産を取得することができる。



贈与等の趣旨に沿った遺産の分割が可能となる。

被相続人



遺産の先渡しを受けたものと取り扱う必要なし

生前贈与



長女



長男



配偶者

同じ事例において、生前贈与分について相続財産とみなす必要がなくなる結果、配偶者の遺産分割における取得額は、
 $8000万 \times 1/2 = 4000万円$ となり、
最終的な取得額は、
 $4000万 + 2000万 = 6000万円$ となり、贈与がなかったとした場合に行う遺産分割より多くの財産を最終的に取得できることとなる。

相続された預貯金債権の払戻しを認める制度について

1. 見直しのポイント

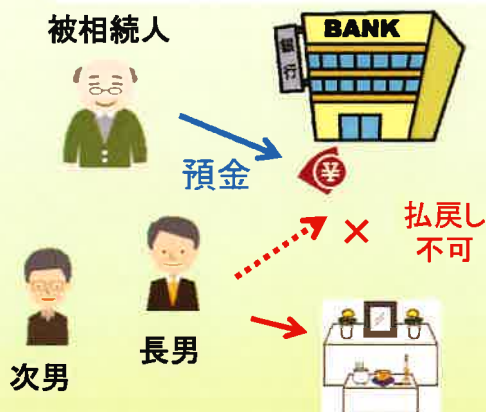
相続された預貯金債権について、生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済などの資金需要に対応できるよう、遺産分割前にも払戻しが受けられる制度を創設する。

2. 現行制度

遺産分割が終了するまでの間は、相続人単独では預貯金債権の払戻しができない。

平成28年12月19日最高裁大法廷決定により、

- ① 相続された預貯金債権は遺産分割の対象財産に含まれることとなり、
- ② 共同相続人による単独での払戻しができない、こととされた。



生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済などの資金需要がある場合にも、遺産分割が終了するまでの間は、被相続人の預金の払戻しができない。

3. 制度導入のメリット

遺産分割における公平性を図りつつ、相続人の資金需要に対応できるよう、2つの制度を設けることとする。

- (1) 預貯金債権の一定割合(金額による上限あり)については、家庭裁判所の判断を経なくても金融機関の窓口における支払を受けられるようにする。
- (2) 預貯金債権に限り、家庭裁判所の仮分割の仮処分の要件を緩和する。



(1) 家庭裁判所の判断を経ずに払戻しが得られる制度の創設

遺産に属する預貯金債権のうち、一定額については、単独での払戻しを認めるようにする。

$(\text{相続開始時の預貯金債権の額(口座基準)}) \times 1/3 \times (\text{当該払戻しを行う共同相続人の法定相続分}) = \text{単独で払戻しをすることができる額}$

(例) 預金600万円 → 長男 100万円払戻し可

(2) 保全処分の要件緩和

仮払いの必要性があると認められる場合には、他の共同相続人の利益を害しない限り、家庭裁判所の判断で仮払いが認められるようにする(家事事件手続法の改正)

相続開始後の共同相続人による財産処分について

1. 見直しのポイント

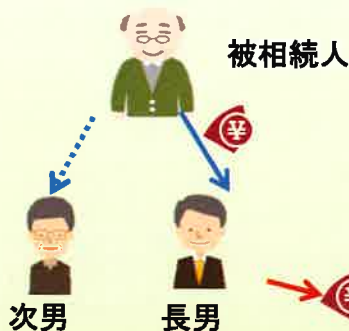
相続開始後に共同相続人の一人が遺産に属する財産を処分した場合に、計算上生ずる不公平を是正する方策を設けるものとする。

2. 現行制度

特別受益のある相続人が、遺産分割前に遺産を処分した場合に、不公平な結果が生じる

(事例) 相続人 長男、次男(法定相続分1/2)
遺産 預金2000万円
特別受益 長男に対する生前贈与2000万円
長男が相続開始後に密かに預金1000万円を引き出した場合

民事訴訟でも十分に救済されない?



(長男の出金が無かった場合)
長男 $(2000万 + 2000万) \times 1/2 - 2000万 = 0$
次男 $(2000万 + 2000万) \times 1/2 = 2000万$
→ 長男 0 + 2000万 = 2000万, 次男 2000万
(出金があった場合の処理)
遺産分割時の遺産は1000万のみ
長男 $1000万 \times (0/2000万) = 0円$
次男 $1000万 \times (2000万/2000万) = 1000万$
→ 長男 2000万 + 1000万 + 0万 = 3000万円
次男 1000万円

不公平

遺産ではなくなる (民事訴訟における救済の可能性)

民事訴訟においては具体的相続分を前提とした不法行為・不当利得による請求は困難。仮に成立するとしても、法定相続分の範囲内(上記ケースだと500万円分)にとどまる。

→ 長男 $3000万 - 500万 = 2500万円$
次男 $1000万 + 500万 = 1500万円$

依然として不当な払戻しをした長男の利得額が大きくなる。

3. 制度導入のメリット



法律上規定を設け、処分された財産(預金)につき遺産に組み戻すことについて処分者以外の相続人(次男)の同意があれば、処分者(長男)の同意を得ることなく、処分された預貯金を遺産分割の対象に含めることを可能とし、
不当な出金が無かった場合と同じ結果を実現できるようにする。

(長男の取得分)
 $0円(本来の取り分) = 1000万円(出金額) - 1000万円(代償金)$
(次男の取得分)
 $2000万円(本来の取り分) = 1000万(残預金) + 1000万(代償金)$

(遺産分割審判の例)

「長男に払い戻した預金1000万円を取得させる。
次男に残預金1000万円を取得させる。
長男は、次男に代償金1000万円を支払え。」

→ 長男及び次男は、最終的な取得額が各2000万円となり、公平な遺産分割を実現することができる。

自筆証書遺言に関する見直し

1. 見直しのポイント

自筆証書遺言の方式緩和

自筆証書に、パソコン等で作成した目録を添付したり、銀行通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等を目録として添付したりして遺言を作成することができるようにする。

2. 現行制度

自筆証書遺言を作成する場合には全文自書する必要がある。

現行法の規律

遺言書の全文を自書する必要がある。



全部の手書きは負担が重い...



財産目録も全文自書しなければならない。

- × パソコンで目録を作成
- × 通帳のコピーを添付

【問題点】

- ・全文の自書は相当な負担。
(特に、財産が多数ある場合)

3. 制度導入のメリット

自書によらない財産目録を添付することができる。

- パソコンで目録を作成
- 通帳のコピーを添付

遺言書

別紙目録一及び二の不動産を法務一郎に、別紙目録三及び四の不動産を法務花子に相続させる。

平成二十九年一月五日
法務太郎 印



別紙目録

一 土地
所在 東京都...
地番 ...
地目 ...
地積 ...

二 建物
所在 東京都...
家屋番号 ...
種類 ...
床面積 ...
(↑PCで作成)
法務太郎 印

三 土地
所在 大阪府...
地番 ...
地目 ...
地積 ...

四 建物
所在 大阪府...
家屋番号 ...
種類 ...
床面積 ...
(↑PCで作成)
法務太郎 印

財産目録には署名押印をしなければならないので、偽造も防止できる。

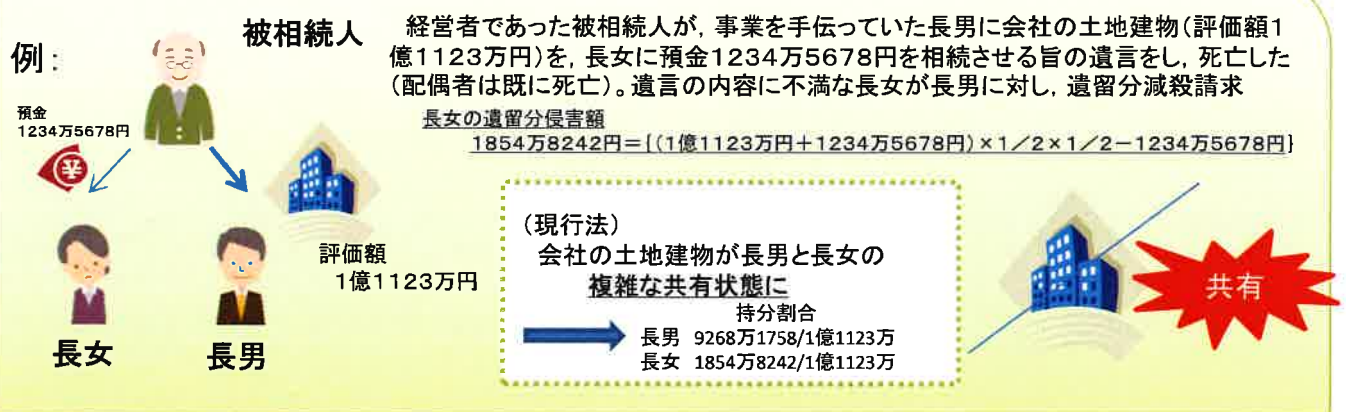
遺留分制度の見直し

1. 見直しのポイント

- ① 遺留分減殺請求権から生ずる権利を金銭債権化する
- ② 金銭を直ちに準備できない受遺者又は受贈者の利益を図るため、受遺者等の請求により、裁判所が、金銭債務の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができるようにする。

2. 現行制度

- ① 遺留分減殺請求権の行使によって共有状態が生ずる。
← 事業承継の支障となっているという指摘
- ② 遺留分減殺請求権の行使によって生じる共有割合は、目的財産の評価額等を基準に決まるため、通常は、分母・分子とも極めて大きな数字となる。
← 持分権の処分に支障が出るおそれ



3. 制度導入のメリット

- ① 遺留分減殺請求権の行使により共有関係が当然に生ずることを回避することができる。
- ② 遺贈や贈与の目的財産を受遺者等に与えたいという遺言者の意思を尊重することができる。

(改正後)
遺留分減殺請求によって生ずる権利は金銭債権となる。
同じ事例では、長女は長男に対し、
1854万8242円 請求できる。



相続の効力等に関する見直しについて

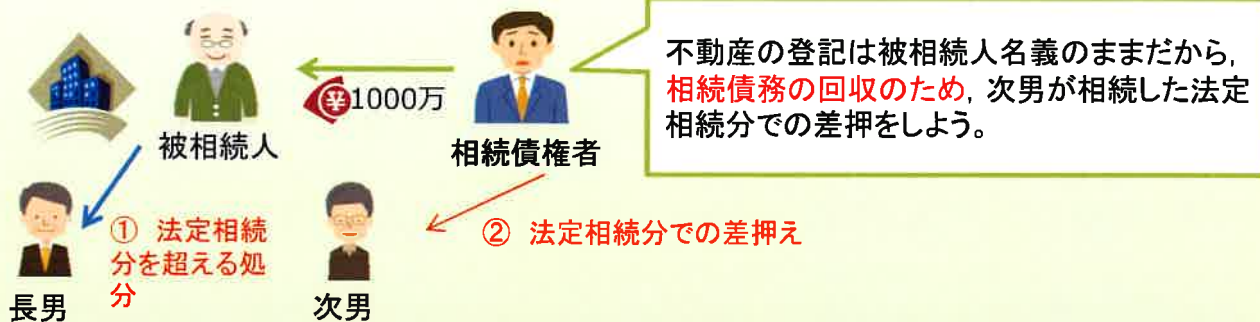
1. 見直しのポイント

相続させる旨の遺言等により承継された財産については、登記なくして第三者に対抗することができるとしていた現行法の規律を見直し、法定相続分を超える部分の承継については、登記等の対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないこととする。

2. 現行制度

遺言の内容を知り得ない相続債権者等の利益を害する

(例) 相続・遺贈により、長男が被相続人所有の不動産を取得することとされた場合



①の処分の類型	遺産分割	遺贈	相続させる旨の遺言 (注)
①と②の優劣	登記の先後	登記の先後	常に①が優先

上記の結論は、

- ・遺言の有無及び内容を知り得ない相続債権者・債務者等の利益を害する
- ・登記制度や強制執行制度の信頼を害するおそれがある。

(注) 相続させる旨の遺言による権利の承継は、登記なくして第三者に対抗することができる(判例)

3. 制度導入のメリット

改正後の規律

相続させる旨の遺言についても、**法定相続分を超える部分については**、登記等の対抗要件を具備しなければ、債務者・第三者に対抗することができない。

改正後の①と②の優劣

①の処分の類型	遺産分割	遺贈	相続させる旨の遺言
①と②の優劣	登記の先後	登記の先後	登記の先後

遺言の有無及び内容を知り得ない相続債権者・債務者等の利益や第三者の取引の安全を確保※登記制度や強制執行制度の信頼を確保することにもつながる

相続人以外の者の貢献を考慮するための方策(特別の寄与)

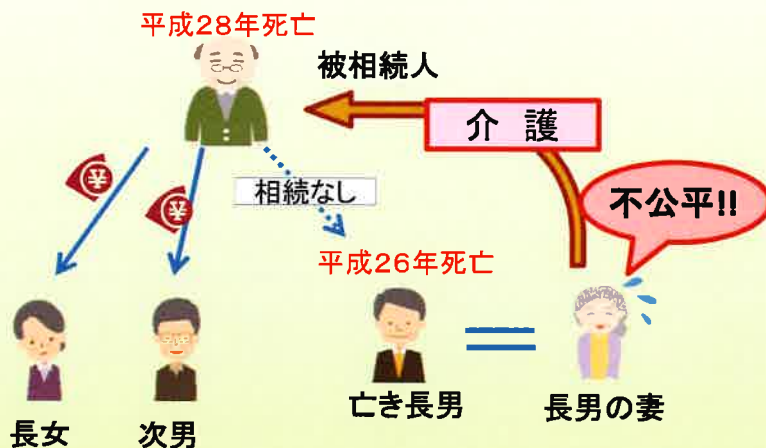
1. 見直しのポイント

相続人以外の親族が、被相続人の療養看護等を行った場合、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭の支払を請求することができることとする。

2. 現行制度

相続人以外の者は、被相続人の介護に尽くしても、相続財産を取得することができない。

例： 亡き長男の妻が、被相続人の介護をしていた場合

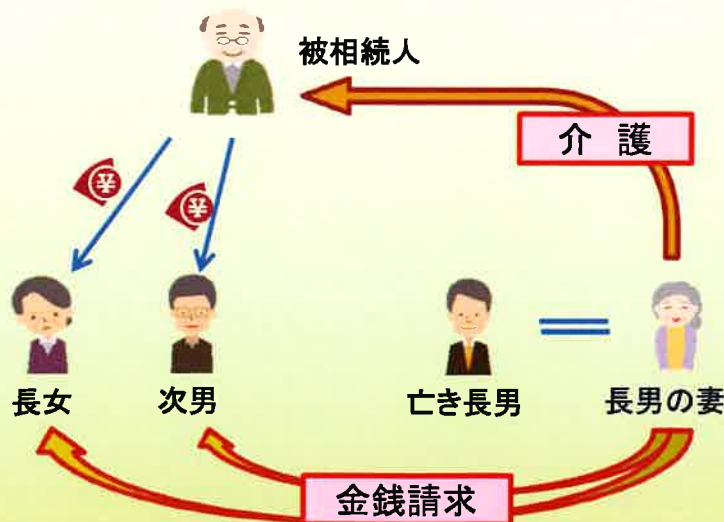


・ 被相続人が死亡した場合、相続人(長女・次男)は、被相続人の介護を全く行っていなかったとしても、相続財産を取得することができる。

・ 他方、長男の妻は、どんなに被相続人の介護に尽くしても、相続人ではないため、被相続人の死亡に際し、相続財産の分配にあずかれない。

3. 制度導入のメリット

相続開始後、長男の妻は、相続人(長女・次男)に対して、金銭の請求をすることができる。
→ 介護等の貢献に報いることができ、実質的公平が図られる。



※ 遺産分割の手続が過度に複雑にならないように、遺産分割は、現行法と同様、相続人(長女・次男)だけで行うこととしつつ、相続人に対する金銭請求を認めることとしたもの。